

# モンゴル時代ウイグリスタン 税役制度とその淵源

—ウイグル文供出命令文書にみえる  
kāzig の解釈を通じて—

松 井 太

## はじめに

ウイグリスタン (pers. Uigūristān) すなわち主にトウルファン盆地を中心とする東部天山地方から出土した、いわゆるウイグル語世俗文書は、公文書・私文書に二大分類される。そのうち、私文書とくに契約文書が多くの先学によって研究されてきたのに対し、公文書は未だ本格的な研究の対象とはなっていない。とりわけ、現在までその存在が知られながら、歴史資料として十分に活用されていない一群の公文書として、金銭及び物件（人的労働力をも含む）の供出を命令する文書がある。筆者はこれらの公文書をウイグル文供出命令文書と定義する。現段階で筆者が確認している限り、各国の研究機関に所蔵されるウイグル文供出命令文書は計54件にのぼる。そのうち53件は草書体で書かれており、また語彙その他の特徴からも13～14世紀のモンゴル支配期に時代判定される<sup>(1)</sup>。従って、これらの供出命令文書は、未だ不明の点が多いモンゴル権力によるウイグリスタン支配制度、とくに在地ウイグル人社会に対する徴発＝税役制度や、それらの諸制度を機能させる文書行政システムを考察していくうえで、第一級の価値をもつ重要な歴史資料となり得る。

ところで、管見のウイグル文供出命令文書の中には、元来「順番」を意味する kāzig というウイグル語が物件の供出に関連して在証 (attest) されているものが、計8件存在する。しかし、このウイグル語 kāzig に対する解釈は、研究者によってまちまちであり、最終的な決定をみていない。その結果、当該8件の文書の内容および性格・機能が未だに正しく把握・認識されていないことが、これら

の文書の歴史学的利用に対する障害となっている。

そこで本稿では、まず、当該 8 件の文書が何らかの税・徭役の代納のための物件供出を命令するものであることを、文書相互の比較検討を通じて確認する。次に、問題のウイグル語 *käzig* が「順番」の原義から転じて輪番制の徭役をさす術語として用いられていたことを、トゥルファン出土の唐代漢文文書との関連から論証する。さらにその歴史的背景として、モンゴル時代ウイグルスタンの税役制度や種々の支配制度には唐代の制度に淵源を有するものが存在することを明らかにし、それによって供出命令文書を含めたウイグル公文書をモンゴル時代の歴史資料として利用するための一つの指針を確立したい。

## 1. ウイグル文供出命令文書にみえる *käzig*

まず、本稿で分析の対象とする計 8 件の供出命令文書（Ⅰ～Ⅷ）について、整理番号・（原番号）・USp 番号・所蔵機関（BBAW はベルリン＝ブランデンブルク科学アカデミー、SPF はロシア科学アカデミー東洋学研究所サクトペテルブルグ支部）を記し、筆者によるテキスト転写・和訳を提示する。筆者は、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅷについては文書現物を実見調査する機会に恵まれ、Ⅳ・Ⅶは公表されている写真によってテキストを確認できた。テキスト転写・和訳にあたっては、SUK 2 の方式におおむね準拠する。なお紙数の関係上、先行研究については原則的に全テキスト転写ないし写真複製を提出しているもののみ言及し、細部における先行研究との変更点に関しては現在準備中の別稿で詳論する。この 8 件はいずれもモンゴル期に時代判定される<sup>(2)</sup>。

Ⅰ. U 5300 (TM 102a) BBAW

1 *tqïru yï/ zun toqşunč ay*  
鶏年閏九 [月]

2 *altï ygrmikä möngkä tmür*  
十六日に。モンケ=テムユルを

- 3 *baš-lir bağ-lär-ni T/////*  
はじめとするベグたちを…
- 4 *alip uşđru iki qap*  
迎えて送り出すための2カブ(液量単位)の
- 5 *bor-ta P//(.) bükän uy*  
ブドウ酒のうち、…=ビュケン戸が
- 6 *bir qap bor birip üčünč*  
[1] カブのブドウ酒を供出して、第3
- 7 *käšig-kä tutzun*  
*käšig* に××せよ。

II. U 5325 (TII D148a) USp 65 BBAW [転写: USp, pp. 118-119, 234; 李経緯 1996, pp.257-258]

- 1 *taqıru yıl čxšapt ay*  
鶏年戒月 (=第十二月)<sup>(3)</sup>
- 2 *//// yägrmičä qar-a noqoy*  
十□日に。カラ=ノコイ、
- 3 *///(..) qoča baš-lir bağ-*  
…コチャをはじめとするベグ
- 4 *-lär-kä tngbilä? alip üngü*  
たちへの、平等に? 取って出て行くべき
- 5 *iki qoyn iki qap bor-ta*  
2頭の羊、2カブのブドウ酒のうち、
- 6 *alđin qabi bir qoyn*  
下等のカビが1頭の羊を
- 7 *birip onunč käšig-kä*  
供出して第10 *käšig* に
- 8 *tuđsun yan-a bir qap*  
××せよ。また1カブの
- 9 *bor m-ä birip üčünč*  
ブドウ酒も供出して、第3

10 kəşig-kä tuđşun  
kəşig に××せよ。

東

Ⅲ. Ot.Ry.8127 龍谷大学大宮図書館 [写真：香川黙識 (編)  
『西域考古図譜』下、国華社、1915、西域語文書 (10), (1), 回  
鶴文文書断片]

洋  
学

- 1 it yil bir ygrminč ay /////  
犬年第十一 [月]
- 2 ođuz-qa buq-a ilči /////  
二十□日に。プカ使臣……
- 3 suqup? barγu üč čuval /////  
押して? 行くべき3袋 [...のうち]
- 4 alđin sariγ üy bir čuval /////  
下等のサリグ戸が1袋、……
- 5 üy bir čuval mayaq PW(.)/////  
戸が1袋、マヤク……が
- 6 bir čuval birip baš káz-  
1袋を供出して、第1 kázig
- 7 -ig-kä tuđşun  
に××せよ。

報

Ⅳ. Istanbul No.12 İstanbul Üniversitesi Merkez Kütüphanesi  
[転写・写真：山田 V, p.24 & pl.2]

- 1 it yil čxšpt ay toquz yngiqa  
犬年戒月 (=第十二月) 初 (旬の) 九日に。
- 2 bāki bāg-kä irinkü atay-qa  
ベキ=ベグとイリンキュ=アタイに
- 3 birgü bir qap bor-ni alđin  
与えるべき1カブのブドウ酒を、下等の
- 4 (....)-' uy birip bišinč  
…戸が供出して、第5

第  
七  
十  
九  
卷

四  
二  
〇

5 kəşig-kä tutzun  
 kəşig に××せよ。

V. U 5303 (TII D68) USp 80 BBAW [転写 : USp, pp.137, 237 ; cf. 山田 V, pp.25-26]

- 1 kǘskü yǐl čaxšpt ay altǐ  
 鼠年戒月 (= 第十二月) 初 (旬の) 六
- 2 yangǐ-qa äġ buq-a ilči-kä  
 日に。エル=ブカ使臣に
- 3 qoluš bilä birgü bir qap  
 コルシュ税とともに与えるべき 1 カプの
- 4 bor-nǐ alđın sarıγ üy  
 ブドウ酒を、下等のサリグ戸が
- 5 birip toquzunč kəşig-  
 供出して、第 9 kəşig
- 6 -kä tuđzun  
 に××せよ。

VI. U 5316 (TIII 168) BBAW

- 1 ud yǐl yiđinč ay bir ođuz-qa  
 牛年第七月二十一日に。
- 2 toy-qa ičgü üč qap süčü-  
 宴会用の飲むべき 3 カプの甘いブドウ酒
- 3 -ni quđluγ üy büđürüp birip  
 を、クトルグ戸が調達し供出して、
- 4 baš kəşig-kä tuđsun  
 第 1 kəşig に××せよ。

VII. SI Kr.IV 604 SPF [写真 : Б. А. Литвинский (ed.), *Восточный Туркестан в древности и раннем средневековье : этнос, языки, религии*, Москва, 1992, p.351]

- 1 qoyn yil bigrminč ay iki otuz-qa  
羊年十一月二十二日に。
- 2 qut bāg ilči-kā kāzig aš-qa  
クト=ベグ使臣に kāzig 食糧として
- 3 birgü bir qoyn-ni bir küri  
与えるべき1頭の羊を、1斗の
- 4 min bilä ayaγ-a buq-a uy birip  
麵粉とともに、アヤガ=ブカ戸が供出して
- 5 **toquzunč kāzig-kā tuǰzun**  
第9 kāzig に××せよ。  
(1.6 以降は連貼された別文書につき省略)

VIII. U 5665r (TII S21) BBAW

- 1 //////////////// yāgrmikā  
[□年□月] □日に。
- 2 ///////////////(.)////////// aq yastuq tilāgali  
……………白 (=銀) 錠を求めるために
- 3 /////////////// ögrünč tāmür aǰay buqa yula altmiš  
……オグリユンチ、テミュル、アタイ=ブカ、ユラ、アル  
トミシュ
- 4 ///////////////(.) kiši on kün-lük ašūq-ī  
……………人と、その10日分の食糧
- 5 /////////////// äšgāk ulaγ bir kápaz-lig ton  
……………駅伝ロバ、1着の棉入り衣服
- 6 ///////////////(..) büǰürüp birzün  
……………すべて供出せよ。
- 7 /// **qap** bor m-ä birip altinč kāšig-kā tuǰzun  
…カプのブドウ酒も供出して、第6 kāšig に××せよ。
- 8 ///////////////(.)-ni ašri sürüp birzün  
…を通過させ? 案内してやれ。  
(1.9 以降は連貼された別文書につき省略)

以上の供出命令文書Ⅰ～Ⅷは、(1)十二支獣紀年・月日が冒頭に記され、続いて、(2)ベグ(=官吏)・使臣や宴会(toy)など物件供出の理由・目的<sup>(4)</sup>、(3)供出物件(ブドウ酒・羊・麵粉など)とその数量、(4)供出負担者(Ⅷの場合、1.3に列挙されている人物たちであるかは不明)が、場合によっては順序を変えつつ記され、末尾に(5)birip〈序数〉+käzig(～käšig)-kä tutzunつまり「(物件を)供出して、第～käzigに××(v. tut-)せよ」という命令文言が記され、最後に公印とおぼしき印が捺されるという、ほぼ共通する書式を有している。もちろん、文書Ⅱでは(5)の命令文言が2度(11.7-8, 9-10)現われ、また文書Ⅷでは前後に「……すべて供出せよ」「……を通過させ?案内してやれ」という別の命令文言をも伴っているなど、若干の細かい相違点があるのは事実であるが、全体としての書式の共通性は一見して明らかであろう<sup>(5)</sup>。従って、これらの文書Ⅰ～Ⅷは、同一の文書行政上の機能を有していたに相違ない。

しかし、文書Ⅰ～Ⅷの性格・機能を理解するにあたっては、上掲テキストであえて和訳しなかった文末の〈序数〉+käzig-kä tutzunという命令文言、とりわけkäzigという語をいかに解釈するかが問題となる。そこで、このkäzigを含む命令文言とこれらの文書の性格・機能に関する諸先学の解釈を以下に検討・批判し、これらの文書は供出命令文書とみなすのが妥当であることを示そう。

まず、Radloffは文書Ⅱ・Ⅴのkäzigを原義通りに「順番」と考え、問題の命令文言を“… für die zehnte (dritte) Reihenfolge in Anrechnung bringen”「第10番目(第3番目)の順番として計算に入れよ」または“… auf die neunte Reihenfolge anrechnen”「第9番目の順番として計算せよ」と訳した[USp, pp.118, 137]。しかし、Radloffは単にウイグル語テキストを直訳したに過ぎず、この「順番」あるいは「第～番目の順番として計算する」という行為がこれらの文書のいかなる性格・機能を示しているかについては、明言していない。現にRadloffは、文書Ⅱについて「上部の欠落箇所により、この文書のテキストは理解困難になっている」と解説

する一方、文書Vについては「公式に発行された領収証(Quittung)」と定義しているから [USp, pp.119, 137]、文書II・Vの書式の共通性には気付いていない。さらに、明らかに領収証と考えられるウイグル文書(イスラフール 1995; SUK Mi14, Mi15)の書式は、上述した文書I～VIIIの書式とは全く異なるので、文書Vを領収証とみる Radloff 説には従えない。

一方、山田信夫 [V, pp.24-25 & n.16] は、モンゴル帝国の親衛兵・宿衛兵であるケシク (mong. kesig > chin. 怯薛) や、チャガタイ語で「見張り; 番所; 哨兵」を意味する *käšik* [Wb II, p.1182] が、ウイグル語 *käzig* 「順番」から派生したものと考え<sup>(6)</sup>、文書IV・Vの *käšig* < K'SYK を *käšik* と転写して「番直; 哨兵; 分隊」と訳し、これらの文書をベグや使臣に対する「番直勤務の指令書」とみなした。Clark も、文書II・IV・Vにみえる *käzig* をモンゴルのケシク制度に関連させて “watch” と訳し、この3文書を “watch orders for guards” と定義した [Intro., pp.160, 390, 444-445]。また梅村坦 [1981, p.63 & n.33] も山田に従って文書II・IV・Vを「番直指令書」とみなし、Raschmann [1995, p.128, Nr.37] も文書VIIを “Wachordnung (*käzig*)” と定義している。

しかしながら、文書VIにはこのようなベグや使臣は現われないので、「クトルグ戸」がブドウ酒の供出と同時に〈序数〉+ *käzig-kä tut-* つまり「第~*käzig* に *tut-*」することを命じられているとしか考えられない。従って、文書の書式が共通するI～V・VII・VIIIにおいても、文末の命令文言の対象は、ベグや使臣ではなく、多くの場合 *üy~üy* 「戸」を付されて言及される供出負担者とみなすべきである。また、この〈序数〉+ *käzig-kä tutzun* という命令文言を、供出負担者に対しての「番直勤務の指令」と解釈することも無理である。なぜなら、文書IIでは同時に「第10 *käzig*」(1.7)と「第3 *käzig*」(11.9-10)が現われており、2回の「番直勤務」を1通の文書で命令し、かつ「第10番直」の方が「第3番直」よりも先に現われるのは不自然だからである。さらに、物件の供出と「番直勤務」との関連も、具体的にはやはり説明されていないままである。



筆者の考えでは、文書Ⅰ～Ⅷの内容理解にあたり、もっとも妥当な判断を示したのは Arat である。Arat は文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅴについて「ベグたちを歓待し見送るために指定されたワインを…（中略）…一定の人物たちが与え、この支払は彼らの順番の計算書に記載される。ある文書（＝文書Ⅱ：筆者）では、出された1頭の羊が10番目に、そして同文書で求められたワインが3番目に記載されると書かれている」と説明し、これらの文書は「中央と地方の行政機関の人たち・使節たちが、一定の場所に行くために必要となる馬・車・食料・飲料さらに衣服までもを確保することを求めた」ものであり、供出される物件は「個人あるいは集団の形で、順に納められた（sıra ile ödenmiş olan）ある種の現物税である」と明言した [ETHV, pp.36-37]。つまり Arat は、これらの文書を「領収証」や「番直指令書」ではなく、物件の供出を主目的として発行された命令文書とみなしたのである。筆者が文書Ⅰ～Ⅷを供出命令文書とみなすのは、基本的にこの Arat 説に従うものである。しかし Arat も、問題の〈序数〉+kâzig-kâ tutzun という命令文言については、「順番の計算書に記載する；～番目に記載する」と訳すにとどまっており、Radloff とほぼ同様である。最近の李経緯 [1996, pp.257-258] が文書Ⅱを「登帳記録」と定義しているのも、Radloff・Arat の解釈の踏襲にすぎない。また楊富学 [1990, p.19] が文書Ⅱ・Ⅳ・Ⅴを「祇応文書」と分類するのも、おそらく Arat の解釈に従ったものと思われるが、kâzig を含む問題の命令文言については何も説明していない。

以上をまとめれば、これらの文書Ⅰ～Ⅷに対する諸先学の解釈は、kâzig を「順番」と考えるにせよ、また「番直」と考えるにせよ、いずれも物件の供出と〈序数〉+kâzig-kâ tutzun という命令文言とが関連する必然性を十分に説明していない点に不備がある。そこで筆者は、kâzig の言語学的な語義決定をいったん保留して、〈序数〉+kâzig-kâ tutzun という命令文言が供出負担者に物件を供出させる上でいかなる機能を果たしていたかを考察するために、文書Ⅰ～Ⅷと別の1件の文書との比較を試みたい。この文書は USp 53

としてテキスト転写が公刊されており、元来は別々の、しかしその書式はほぼ共通する4文書を連貼したものである。文書現物は現在所在不明であるが、SPFに写真が保存されており、筆者は、大阪大学に寄贈されている山田信夫教授旧蔵の写真を参照できた。紙数の関係上、その第1文書のみ、文書Ⅸとしてテキスト・和訳を提示する。

IX. USp 53.1 [転写: USp, pp.90-92; 李経緯 1996, pp.198-201]

- |    |                                |                  |
|----|--------------------------------|------------------|
| 1  | <i>qoyn yıl yitinč ay</i>      | 羊年第七月            |
| 2  | <i>yägirmikä öngtün čärig-</i> | 二十日に。前鋒軍         |
| 3  | <i>-tin at alçalı kälgüči</i>  | から馬を取りに来る        |
| 4  | <i>ađay toγril-qa qošang-</i>  | アタイ=トグリルとコシャング   |
| 5  | <i>-qa baliq-ta müngü</i>      | への城市内での騎乗用の      |
| 6  | <i>iki at-ta bačaq tan</i>     | 2頭の馬のうち、バチャク=タン  |
| 7  | <i>yüzintä bolmiş tan</i>      | の百(戸)内のボルミシュ=タンが |
| 8  | <i>bir at ulaγ birip iki</i>   | 1頭の駅伝馬を供出して、2    |
| 9  | <i>kün birip üç baqır</i>      | 日間供出して、3バキルの     |
| 10 | <i>kümüš qupčir-qa</i>         | 銀のクプチル税に         |
| 11 | <i>tutzun</i>                  | ××せよ。            |

ll.6-7 にみえる *bačaq tan yuzintä bolmiş tan* の解釈は非常に困難であるが [cf. USp, p.92; Intro., pp.388-389; 李経緯 1996, p.200]、この部分を供出負担者に関係するものとして文書Ⅸの全体的な内容を「先の軍営所から馬を取りに来る者(2人)に、城市で乗馬する2頭の馬のうちA [=bačaq tan yuzintä bolmiş tan] が1頭の *at ulaγ* を与えて、2日以内に3 [バキル銀の] *koγır* [の計算書に書き留めよ]』とした Arat の解釈 [ETHV, p.36] がおそらく正しいだろう。筆者は *bačaq-tan*, *bolmiş-tan* をそれぞれ人名と解し、*yüz~yüz* を「100, 百」の原義から仮に「百戸」と解して上のように試訳した。

この文書Ⅸの性格・機能についても、諸先学の見解は一致してい

ない。しかし、少なくとも、文書Ⅹの書式がⅠ～Ⅷとほぼ共通することは、一見して明らかである。よって、文書Ⅹを文書Ⅴと同様に領収証 (Quittung) とする Radloff の解釈 [USp, p.92] には、やはり賛成できない。また Clark は文書Ⅹを “Post-horse decree” と分類し、馬匹の利用者 (アタイ=トグリルとコシャング) からクプチル税としての銀を徴収することを命令する文書と考えた [Intro., pp. 151, 388-389, 441-443]。しかし、クプチル税とは、モンゴル帝国の拡大とユーラシア征服の結果、帝国東西にわたって導入された税目である。元来は遊牧民に課される家畜税であったが、定住農耕地帯への導入にともない、各地域でさまざまな変容をとげたと考えられている [cf. Pelliot 1944 ; Cleaves 1949, pp.436-437 ; Schurmann 1951, pp.303-306 ; Schurmann 1956 ; TMEN I, pp.387-392, Nr.266 ; Smith 1970 ; Григорьев 1976]。特にイランでは、基本的に現金納の人頭税とされ、軍隊・使者・駅逓の経費を賄うために徴収されていた [本田 1961a, pp.287-290 ; 本田 1969, pp.209-211]。一方、文書Ⅹで馬匹を利用するアタイ=トグリルとコシャングが軍務に係する公権力者であることは、文脈から明白である。ウイグルスタンでのクプチル税の実態については今なお不明の点が多いが [e.g., Тихонов 1966, pp.101-103 ; Intro., pp.151-152 ; Allsen 1983, pp. 263-264]、イランでの状況を考慮すれば、このような公権力者からクプチル税が徴収されたとする Clark 説にも従えない。

文書Ⅹの *qupčir-qa tutzun* という命令文言、ひいては文書Ⅹの機能の理解は、最後の *tutzun* < *v. tut-* の解釈により決定されると言ってもよい。*tut-* は「保つ、つかむ、保持する」の原義から、さまざまな意味を派生している動詞である [DTS, p.591 ; ED, p. 451]。ところが、この *qupčir-qa tutzun* のように税と関連して用いられる *tut-* について注目されるのが、多魯坤・梅村・森安 [1990, pp.22-24] の解釈である。多魯坤たちは、USp 64 (II.4-6) の *bu üč stir tamγa kümüş-ni yont yilqī tamγa kümüş-in-gā tuɕdar män* という文言を「この3スタイルのタムガ銀を馬歳のタムガ銀に私は換えよう」と訳しつつ、*tamγa* をモンゴル期の商税「タムガ税」

と考え、引用文中の *tudar* < v. *tud-*~*tut-* を「(羊歳の税銀を馬歳＝前年の税銀に) 充当する」と解釈することを提案した。タムガ税も、クプチル税と同様に、モンゴルによって帝国全土に導入された商税である [本田 1961b]。従って、*tut-* に対する多魯坤たちの「充当する」との解釈を、文書Ⅸで問題となっている *qupčir-qa tutzun* 中の *tut-* に関しても適用することが可能である。つまり、この文書Ⅸは、2日間の馬1頭の供出を、銀3バキルに換算して、本来銭納・銀納されるべきクプチル税 (あるいはその一部) に「充当する」、すなわち一定期間の馬匹の供出によってクプチル税を代納することを命令する文書であると考えられる<sup>(7)</sup>。このような、公権力の命令による馬匹 (およびその他の物件) の供出が結果的に税・徭役に「充当」されるという状況は、唐の羈縻支配下のコータンでも確認されており<sup>(8)</sup>、また時代・地域を問わず普遍的に存在したと思われるので、モンゴル時代のウイグルスタンにおいても同様の状況を想定してよいだろう。

ここで注目すべきは、文書Ⅸの *qupčir-qa tutzun* という命令文言と、文書Ⅰ～Ⅷの〈序数〉+*käzig-kä tutzun* という命令文言とが、文書の書式・構文上、完全に一致することである。従って、さきに文書Ⅸについて試みた、物件の納入による税・徭役への充当という解釈を、Ⅰ～Ⅷにも応用することが可能であろう。つまり、文書Ⅰ～Ⅷに〈序数〉とともに現われる *käzig* は、Radloff や Arat が考えたような単なる「順番」ではなく、クプチル税と同様の税ないし徭役を示す術語であり、文書Ⅰ～Ⅷはこの *käzig* を物件の供出によって代納させることを命令する文書であると、筆者は考えるのである。さらに〈序数〉+*käzig-kä tutzun* という命令文言が税・徭役の代納命令であることをより明確に示すために、多魯坤たちの解釈を応用して「第~*käzig* に充当せよ」と訳すことを提案する。このような税・徭役の代納に関する文書行政上の実務に際しては、何らかの「計算書」や税役台帳への記載が行なわれたと推測されるので、末尾の *tutzun* < *tut-* を「計算書に書き留める」とする Radloff・Arat の解釈も、全くの誤りとは言えないだろう。しか

し、問題の *käzig* の解釈は完全に異なることを強調しておきたい。

## 2. *käzig* と「番」

前節では、ウイグル文供出命令文書中の *käzig* が何らかの税あるいは徭役を示す術語であると考えた。ただしこれは、*käzig* の語義を、あくまでも文書の機能面から考察した結果である。そこで次の課題は、ウイグル語 *käzig* が税または徭役を意味し得ることを、言語学的・文献学的にも論証することとなる。

Clauson, Erdal のまとめによれば、ウイグル語 *käzig* は *v. käz-* “to walk about in a place, circulate or travel around” に名詞形成語尾 + *ig* が接続して形成されたものであり、“a turn (which comes from time to time)” と “an intermittent illness” の二系統の原義をもつ [ED, pp.758-759; OTWF, p.192]。カラハン朝出身の大学者カーシュガリー (Maḥmūd al-Kāšgari) が1072~1077年頃に完成させた『テュルク語辞典 (*Diwān Luġāt al-Turk*)』も、*käzig* に “‘A turn’ in work” と “Courage” の両義を与え、また *käzik* “Fever and chills” を載せる [CTD I, p.299]。しかし、本稿で分析の対象としている文書 I~VIII 以外の 9~14 世紀のウイグル語文献において、*käzig* が明らかにクブチル税と同様の税・徭役の名称として在証されている例は知られていない。*käzig* はほとんどの場合「順番」を意味しており<sup>(9)</sup>、仏教文献でも「順序；序列；次第」を意味している [e.g., 庄垣内 1985, p.124；ツイーメ・百濟 1985, pp.122-123, 173]。ただし、文書 I~VIII にみえる *käzig* は、III・VII で K'ZYK と書かれる以外は K'SYK と書かれているので、理論的には *käsig*~*käsik*；*käšig*~*käšik* という再建形式も想定できる。またウイグル語以外のテュルク系諸語にも範囲を広げ、さらには発音の揺れをも考慮すれば、*käsäg*~*käsäk*；*kisig*~*kisik*；*kišig*~*kišik*, etc. および語頭に /g/ 音をもつ *gäsik*；*gesek*, etc. という形式にも関連する可能性がある。しかし、管見の辞典にみえるこれらの形式の語彙にも、税・徭役の名称として用いられているものはない [cf. Vámbéry 1870, p.217；Vámbéry 1878, p.101, 109；

Wb II, pp.1162, 1174-1175, 1176, 1182, 1183 ; Jarring 1964, pp. 171-172 ; KRS, pp.366, 380, 384 ; DTS, pp.302, 305 ; ED, pp.749-750 ; CTD I, p.1162 ; 『維漢詞典』 pp.189-190 ; OTWF, p.40〕。

その点、前節で批判した山田信夫 [V] の説のうち、問題の kǎzig をチャガタイ語の kǎšik 「見張り；番所；哨兵」と関連させて「番直」と考えた点に限っては、再評価の余地がある。なぜなら、この「番直」は一種の徭役とみなすこともできるからである。ただし、チャガタイ語にも kǎzik 「順番」という形式が在証されるので [Wb II, p.1174]、山田のようにウイグル語の kǎzig 「順番」とチャガタイ語の kǎšik 「見張り；番所；哨兵」とを単純に結びつけることには慎重となる必要がある。また、山田説を支持してウイグル語 kǎzig を “watch guard” とみなした Clark も、“but it is not stated what the guards are to be watching, whether roads, fields, gates, buildings, or what?” [Intro., p.390] と述べているように、kǎzig の実態についても疑問が残っていた。

しかしながら、筆者は、トゥルファン出土の唐代漢文文書に着目することによって、文書 I～Ⅷにみえる kǎzig が、本来のウイグル語の原義「順番」をとどめつつ、山田のいう「番直；哨兵」も含めたさまざまな輪番制・当番制の力役・徭役をも意味していたと考える。なぜなら、唐代には官衙での労働奉仕（門夫・白直・執衣）や辺境警備（鎮戍・烽丁）、または官用駅伝交通における労働奉仕（駅丁）など、様々な種類の力役・徭役を輪番・戸単位で負担させる「番役」が民丁に賦課されており、これに関連して「第～番」あるいは「番」という表現が多数の出土文書に現われるからである<sup>(10)</sup>。その例として文書 A・B を以下に掲げよう。録文は引用文献に従う。

A：唐開耀二年（682）寧戎駅長康才藝牒為請追勘違番不到駅丁事（67 TAM 376:02(a））〔写真・録文：『吐魯番出土文書（図版録文対照本）』参、文物出版社、1996，p.289〕

（前 缺）

1 杜護洛 郭訶子 馬定□ 張君達 張□□

- 十  
 2 張小君 已上第一番 范鶯耆 康默仁 王住 信  
 大洛 大洛 大 大  
 3 康守緒 和万善 已上第二番 張神力 高海洛  
 馬  
 4 樊定隆 已上第三番  
 5 牒：才藝前件驛丁、並違番不到、請追勘當。謹牒。  
 6 開耀二年二月 □驛長康才藝牒  
 7 付 懷威 各 取 諸 鄉  
 署  
 8 即 專 追 限、明 日 平 旦  
 9 將 過 借 示。  
 (後 缺)

B：唐宝应二年（763）西州高昌周義敏納布抄3件（①=Ot. Ry. 5825, ②=5826, ③=5827）・唐広徳年間（763～764）西州高昌周思温税抄？（④=Ot. Ry. 5828）[写真・録文：池田温『中国古代籍帳研究』東京大学東洋文化研究所、1979, p. 444, Nos.203, 204]

- ① 1 周義敏納三月番課練布壹段。寶應□  
 2 年三月廿三日、隊頭范忠敏抄。  
 (背上左端)  
 1 范忠敏  
 -----  
 ② 1 楊懷<sup>(貼)</sup>至。新興周義敏六月番課練布、懷□  
 2 了。其直自限収麦一兩□即送修。今月□□  
 3 不来、貼至、請付常五更勿推延。其直□  
 4 例八人納、看價一依縣家。納布准作五□  
 5 請付留貼後會。寶應二年其 □  
 6 [ ] □□ (押) \_\_\_\_\_  
 -----  
 ③ 1 周義敏納寶應二年六月番課練

2 布壹段了。其年六月廿六日、當諮

- ④ 1 周思温身當第二番住作   
 2 兮、更無(無)玄欠。掉無掣   
 3 守信  廣德

文書Aは、「第一番」から「第三番」の三交代制で西州高昌県内の寧戎駅に駅丁として勤務すべきにもかかわらず「違番」すなわち欠勤した人丁の名を、各「番」ごとに列挙し、彼らに対する処分を求めた駅長の康才藝の上申書である [魯才全 1983, pp.369-373]。この駅丁をはじめ、番役の多くは錢物による代納化が進行した結果、8世紀中葉には消滅したと考えられている [e.g., 王永興 1994, pp. 273, 295-296]。しかし文書Bからは、番役が8世紀中葉以降にも少なくとも名目上・制度上は賦課され続けていたことがうかがえる。文書Bはいわゆる「周氏一族文書」に属するものであり、①～④の計4件が連貼されている。①～③はいずれも周義敏なる人物が「番課練布」を納付した際の領収証(納税抄)であり、この「番課練布」とはおそらく番役負担を代納するための布帛と考えられる [cf. 周藤 1965, pp.554-557]。④も、非常に断片的ではあるが、周思温なる人物が本来負担すべき「第二番」を何らかの物件によって代納した際に発行された納税抄であることは、ほぼ疑いない。

さて、文書A・B中の「番」は、単なる「順番」ではなく、明らかに番役もしくはその当番を意味しており、またその負担は布帛の納入によって代納することが可能であった。すなわち、文書A・B中の「番」と、ウイグル文供出命令文書I～VIIIにみえる k̄äzig とは、「順番」を原義としつつ、物件の供出によって代納される何らかの税・徭役をも意味している点で共通する。また、文書Aおよび文書B④にみえる「第～番」という表現も、文書I～VIIIの〈序数〉+k̄äzig という表現と完全に対応する。これらの文書がともにトゥルファン地域で作成されたものであることをも考慮すれば、モンゴル時代の文書I～VIIIと唐代の文書A・Bとの間には約500～700年も



の時代差があるとはいえ、文書Ⅰ～Ⅷの *käzig* と唐代の「番」とが、原義においても、文書の機能上の語義においても、このように見事なまでに一致・対応することは決して偶然とは思えない。そこで筆者は、モンゴル時代のウイグル文書Ⅰ～Ⅷにみえる *käzig* を、唐代漢文文書にみえる「番」の透写語 (*calque*) とみなし、「番役」または「(役の) 当番」と訳すことを提案する<sup>(11)</sup>。そして、この *käzig* 「番役」の実態についても、唐代の番役と同様、官衙・官用交通での労働奉仕や辺境警備などといった労役を輪番で民戸に賦課するものであり、またその負担を物件供出によって代納することも可能だったと考えたい。

さらに、さきに引用したように、時間的に唐代とモンゴル時代の中間に位置する11世紀後半に編纂されたカーシュガリーの『テュルク語辞典』では、テュルク語 *käzig* が “‘A turn’ in work (arab. a n-nawba fi l-‘amal)” [CTD I, p.299] と説明されていた。ここでカーシュガリーが *käzig* を単なる「順番」とせず、あえて “in work” を付け加えていることについては、従来、まったく注目されていない。しかし、もしカーシュガリーの説明が、彼と同時代、すなわちモンゴル期以前の西ウイグル時代のウイグル語 *käzig* についてもあてはまるなら、文書Ⅰ～Ⅷの *käzig* と唐代の「番」とを結びつける傍証となるだろう。つまり、西ウイグル時代において、すでにウイグル語 *käzig* は漢語「番」の透写語として用いられ、原義の「順番」から転じて番役およびその当番を意味しており、それゆえにカーシュガリーも “in work” という説明を加えて *käzig* が徭役・力役に関連することを明示したものと考えられるのである。カラハン朝出身のカーシュガリーは隣国である西ウイグルの事情に精通しており [cf. 森安 1991, p.172]、その記述には相応の歴史的背景があったに相違ない。

以上の考察から、ウイグル文書Ⅰ～Ⅷの機能面の分析から *käzig* を税役名称とした第1節での結論は、言語学的・文献学的にも立証されたであろう。また *käzig* の実態について Clark が示したような疑問にも、ある程度の具体像を示しつつ解答を与え

ることができたと考える。

### 3. モンゴル時代ウイグリスタンと

#### 唐代トゥルファンの諸制度

第1節・第2節の考察を通じて、ウイグル文供出命令文書 I～VIII にみえる *käzig* は漢語の「番」の透写語であって、「順番」の原義から転じて輪番制の徭役「番役」を意味していたことが明らかとなった。その歴史的背景には、唐代トゥルファンの番役制度が、まず9世紀中葉以降に東部天山地方に新たに成立した西ウイグル王国によって踏襲され、この地方のテュルク語化＝トルキスタン化に伴ってウイグル語で *käzig* と呼ばれることになり、さらに13世紀以降のモンゴル支配下においてもそのまま施行されたという状況が推測される。本節では、この推測をさらに補強するために、文書 I～VIII 以外のモンゴル時代に比定されるウイグル文書〔以下、SUK 所収の契約文書の時代判定については、cf. 森安 1994, pp.63-83〕にも、*käzig* 「番役」と同様に唐制に関する術語の透写語と思われる例が現われることを指摘しよう。

(1) *uluγ birim* 「大税」: SUK RH05 (1.9), RH06 (1.9), および Zieme によって1259/60年に年代比定される<sup>(12)</sup>USp 88 (=U 5317, l.40; cf. Zieme 1981, Text A) の3件に在証される。この *uluγ birim* 「大きい税; 大税」は、疑いなく唐代の「大税(銭)」の透写語である。唐代の大税銭は、3年に1度の戸等査定の際、軍事費・駅伝運営費として徴収された現金納の戸税であった〔周藤 1965, pp.524-527, 537-538〕。なお周藤〔1965, pp.547-548〕は大税銭が天宝初年(742)には廃止されたと考えているが、王永興〔1994, pp.383-384〕は広徳4年(766)までは存続したとする。もし王永興説が正しければ、この大税銭も、番役と同様に8世紀中葉以降も名目上・制度上は戸口に賦課されており、それが西ウイグル～モンゴル期にまで及んだ可能性がある。

(2) *uzun ulaγ ~ uzun at* 「長行馬」: いずれも BBAW 所蔵で、草書体で書かれていることからモンゴル時代に比定される USp 72 (=

U 5307, 1.4), U 5306 (11.5-6, 17), U 5995 (1.2), Ch/U 7368 (1.5), Ch/U 7345 (1.7) に在証される。この *uzun ulay* 「長い駅伝馬」～*uzun at* 「長い馬」は、唐代の「長行馬」の透写語に相違ない<sup>(13)</sup>。長行馬とは、通常の駅伝利用での馬匹が駅ごとに乗り継がれるのに対し、交換せずにより乗り継がれる遠距離交通用の馬であり、唐代にはこの長行馬を民戸から供出させるか、あるいはその代わりに銀錢を納入させることにより、官用交通・運輸を負担させていた〔藤枝 1956, pp.3-4; 荒川 1989; 荒川 1993〕。ただし、モンゴル時代にも長行馬制度が設けられたことは『元典章』（巻36・兵部3・駅站・長行馬）などの編纂史料から明らかなので、ウイグル文書中の *uzun ulay*～*uzun at* は、唐ではなくモンゴルの長行馬制度に由来するとの考えも生じるかもしれない〔cf. 梅村 1981, pp.60-62〕。しかしながら、唐代の長行馬制度は、鎮守軍が駐屯する臨戦態勢を維持するという、西州＝トウルフアン地方の特殊な地理的・歴史的環境のもと、律令制本来の駅・伝馬体制を逸脱する形で形成されたものであった〔荒川 1989, pp.53-58; 荒川 1993〕。このことを考慮すれば、まず西ウイグルが唐代トウルフアンの長行馬制度を継承してこれを *uzun ulay* と呼び、それが（あるいは遼・金をへて）モンゴル帝国に継承され、さらにモンゴル支配の拡大の結果、漢地にも導入され漢文史料で再度「長行馬」と呼ばれたと考えるべきである。

さらに、やはり BBAW 所蔵で、捺された公印の銘文からモンゴル時代に比定される未発表のウイグル文供出命文書 U 5285 (11.6, 8-9, 9-10) には、この *uzun ulay* と完全に対をなす *qisya ulay* 「短い駅伝馬」という表現も在証される。*uzun ulay* が「長行馬」なら、*qisya ulay* は「短行馬」と訳することができる。そしてこの *qisya ulay* 「短行馬」は、吐魯番地区文物管理所に所蔵される未発表の麴氏高昌国時代漢文文書 (86 TAM 386 : 21-3) に在証される「近行馬」に淵源をもつものと筆者は考える<sup>(14)</sup>。管見の限りでは、唐代以降の漢文史料には、未だ「短行馬」ないし「近行馬」の語は発見されていない。しかし、唐代の長行馬制度は、麴氏高昌国の遠行馬制度を継承する形で成立したものであった〔荒川 1993, pp.26-

27]。従って、高昌国の「遠行馬」に対置される「近行馬」制度は、唐代にも何らかの形で踏襲されて「長行馬」に対置されており、それがおそらく西ウイグル支配下で *qisra ulay* と透写され、さらにモンゴル時代にまで受け継がれたものと思われる。

(3) *baş bitig* 「元券」: SUK Sa21 (1.24v), Sa28 (1.34v), Sa29 (1.28v), またいわゆるトゥリ文書 [小田 1990] に属する Mi 21 (= USp 6, 1.3) および USp 24 (=U 5295, 1.13), さらにいわゆるピントウング (Pintung < chin. 斌通) 嘆願書 (1.20 : cf. 小田 1992) の計 6 件に在証される<sup>(15)</sup>。これらの文書はいずれも土地・人身の売買に関連するものであり、やはりモンゴル時代に比定される<sup>(16)</sup>。山田信夫 [VI, pp.176-179] は、この *baş bitig* を SUK Sa 24 の紙背にみえる「元契」に対応させ、私有財産としての土地・人身の所有権を保証する売買契約文書を意味すると考えた。また小田壽典 [1990] も、山田説を承認して「原本」の訳語を与えた。さらに荒川正晴 [1994b, pp.117-118] は、山田・小田の解釈をふまえて、この *baş bitig* が唐代の漢文文書に在証される「元券」に由来することを指摘した。同時に荒川は、唐代に「元券」が作成された背景として、税役確保の必要から土地・人身の所有・権利関係の明確化を求める公権力側と、公権力による契約の保証を求める民間側との、双方向からの要請を想定した。この荒川の指摘を敷衍すれば、モンゴル時代ウイグルistanの *baş bitig* も、その法的効力はウイグルistanを支配する公権力による承認を前提としており、土地制度・徴税制度などの支配制度と密接に関連すると考えられる。そしてこれらの制度が唐制を踏襲するものであったからこそ、モンゴル時代にも *baş bitig* 「元券」が作成されたのであろう。

これら 3 例の透写語以外にも、ウイグル文書で棉布の計量単位を示す *bay* および *iki bay* や、棉布の規格を示す *šuuluy* (~*šuluy*) *tamçaliy* 「書銘があり捺印がある」という術語は、すでに筆者が述べたように、明らかに唐代の匹端制や税布の公定規格と密接に関連するものであった [松井 1997, pp.104-106]。また、西ウイグル時代に比定される漢文=ウイグル文対訳文書 (Ch/U 6100+6101)

では、これまで編纂史料や敦煌文書にはみえず、トゥルファン出土の高昌国時代・唐代の土田関係漢文文書にのみ在証されている地名「常田」が、ウイグル語で *ögüz yalinga tariy laq yir* 「川の *yal* (?) にある (?) 耕地」と対訳されており [森安 1989, p.53 ; 森安 1991, p.50]、唐代トゥルファンの田制が西ウイグル時代にも踏襲されたことを推測させる。また、西ウイグル政府が発給したマニ教寺院経営令規文書や仏教寺院への免税特許状に捺されている官印の印文が漢字であることも、西ウイグル王国が先行する唐代の漢文文書行政を継承したことを示している [Zieme 1981, Text B ; 森安 1991, pp.127-128 & p.134, n.17]。

以上の事例を総合的に勘案すれば、*käzig* 「番役」を含む税役制度や、それと密接に関連する長行馬制度・土地制度など、唐代の公権力がトゥルファン社会を支配するために採用・導入した諸制度が、西ウイグルを通じてモンゴル時代にまで踏襲されたという歴史的状況を想定することは、決して無理なく了解されるだろう。これを換言すれば、モンゴル時代ウイグリスタンに施行された税役制度の少なくとも一部分は、唐代の制度にその淵源を有するものと結論できるのである。

むしろ、筆者は、唐から西ウイグルさらにモンゴル帝国へという支配権力の交替・推移が、ウイグリスタン・トゥルファン地域社会に対して何ら変化をもたらさなかったと主張するものではない。例えば、第1節で言及したクプチル税やタムガ税は、モンゴル支配によってウイグリスタンに新たな税制が導入されたことを物語るものである。また、相対的に古い特徴を有するウイグル文書には、通貨的に使用される布帛として「官布 (*uig. quanpu ~ qunpu ~ qanpu*)」が多く在証されるのに対し、モンゴル期のウイグル文書には現われなくなる傾向がみられることも、モンゴル支配にともなう通貨体系・税体系の変化に基づくと考えられている [森安 1991, pp.52-54]。さらに、ウイグル文書出命令文書は、文書の発行責任者がテキストに明記されないという書式を持つ点で [松井 1996]、唐代の行政命令文書とは全く異なることも、モンゴル時代ウイグリスタンの文書

行政が唐代トゥルファンのそれを全く変更なく踏襲したものではないことを示している。本稿で分析した *käzig* についても、唐代の番役との連続面を看取できたのは、徭役負担を物件供出によって代納させるというきわめて本質的・実用的な側面に限られ、「番役」の賦課対象や負担の程度、あるいは代納を認める際の文書行政上のプロセスといった実態面で、どの程度まで唐制を継承・踏襲していたかについては、さらに検討する必要があるのである。

しかしながら、モンゴル時代ウイグリスタン税役制度の全体像が未だに解明されていないことを考慮すれば、たとえ部分的にせよ、唐制にその淵源を有するものが確認されたことは、決して軽視されるべきではない。モンゴル時代史研究の根本史料となるペルシア語・漢文の編纂史料には地理的に両者の中間に位置するウイグリスタンについて情報が乏しく、個別のウイグル文書とりわけ供出命令文書をはじめとする公文書にみえる情報を、体系的な制度として位置づけるための枠組みが欠けていた。また、従来の研究関心は、クプチル税やタムガ税といったモンゴル時代に特徴的な諸制度やモンゴル支配の特異性に集中しており、ウイグリスタン・トゥルファン地域の通時的展開を等閑視する傾向があったことも否めない [以上、e.g., Тихонов 1966, pp.95-114 ; Allsen 1983, pp.263-265 ; Raschmann 1992]。これに対し、本稿での考察は、個別のウイグル文書からモンゴル時代ウイグリスタン支配制度を解明していく際に、その制度的モデルとして時間的に先行する唐代トゥルファンの諸制度をも想定することが有効であることを示すものであり、今後の研究にとって大きな意義を有するものと、筆者は考えるのである。

## おわりに

本稿での考察の結果は、以下のようにまとめられる。

(1)モンゴル時代のウイグル文書供出命令文書にみえる *käzig* は、クプチル (*qurčir*) と同様の税ないし徭役を示す術語であり、この語を含む〈序数〉+*käzig-kä tutzun* という命令文言は、本来負担すべき税ないし徭役である *käzig* を物件の供出により「充当」=

代納することを命令するものと解釈すべきである。

(2)唐代には、さまざまな徭役を輪番で民丁に負担させる番役制度が存在し、トゥルフアン出土の唐代漢文文書にも番役の賦課・負担に関連して「番」および「第～番」という表現が在証される。ウイグル文書出命令文書中の *käzig* (元来は「順番」を意味する) は、これら漢文文書中の「番」の透写語 (*calque*) であり、「番役」ないしは「(役の) 当番」と解釈すべきである。

(3)ウイグル語 *käzig* が漢語「番」の透写語として用いられた事実を、*uluγ birim*「大税」、*uzun ulay*「長行馬」などの透写語例や、西ウイグル時代～モンゴル時代のウイグル文書と唐代漢文文書との関係などと総合的に勘案すれば、13～14世紀モンゴル時代のウイグルリスタン税役制度は、少なくとも部分的には、唐代にトゥルフアン地方で実施された制度を淵源としていたと考えられる。

従来、ウイグル文契約文書研究において唐代の漢文契との比較が有効であることは、諸先学によって明らかにされていた〔護 1961；山田 IV, p.166；森安 1989, pp.51-54；多魯坤・梅村・森安 1990, pp.25-27〕。そして、以上のような本稿の考察から、供出命令文書をはじめとするウイグル文公文書によってモンゴル時代ウイグルリスタンにおける支配の諸相を再構成・分析する際にも、モンゴル支配下の特殊な側面だけでなく、ウイグル文契約文書と同様に、唐代からの通時的連続面をも想定しつつ比較検討するという作業が有効であることが確認されたといえる。そしてそのような作業は、ウイグルリスタン～トゥルフアン地域の通史におけるモンゴル支配の意義を確認するためにも、さらにモンゴル支配下のユーラシア全域における当地の特殊性・普遍性を検証するためにも不可欠であろう。もとより困難ではあるが、牛歩を続けたい。

## 註

(1) 書体その他の特徴によるウイグル文書の時代判定の指標については、森安 1990, pp.69-72；森安 1994, pp.63-83.

(2) 特に、文書 I～VI は筆者のいう「クトルグ印文書」であり、より

- 限定して14世紀以降に年代比定されるものである [松井 1996]。
- (3) uig. čxšapt ay「戒月」については、森安 1990, pp.81-88.
  - (4) 山田信夫 [V, pp.24-26] は、文書Ⅳのベキ=ベグ (山田の転写は Bärki-bäg) とイリンキュ=アタイ、文書Ⅴのエル=ブカ使臣 (山田訳はイル=ブガ=イルチ) を、それぞれこれらの命令文書の宛先とみた。しかし、すでに Clark や SUK 編者が指摘するように、これらのベグや使臣たちは供出物件を最終的に受領する側とみるべきである [Intro., p.444; SUK 1 [237], 山田 V, 編者註 (p.24\*2)]。
  - (5) さらに筆者は、これまでに確認し得たウイグル文供出命令文書全体の書式についても、別稿で論じる用意がある。
  - (6) モンゴルのケシク制度がウイグル語の kǎzig「順番」に由来するという考えは、まず羽田亨 [1917, pp.146-147] によって提出され、Doerfer も türk. kǎzig > mong. kesig > čag. kǎšik という借用経路を想定した [TMEN I, pp.468-469]。また、Clason も *Sangläh* (18世紀のチャガタイ語=ペルシア語辞書) によりつつ別個に同様の派生関係を想定している [ED, p.759]。
  - (7) 文書Ⅹについて、楊富学 [1990, p.18] は「征馬括税令」と定義するにとどまる。李経緯 [1996, p.201] は馬匹と銀3バキルのクブチル税とを併せて徴収するための「課税単」とするが、従えない。
  - (8) 唐代コータンでは官側=公権力がコータン住民に馬・驢を供出させる場合、それに対する報酬を現金で支給することとなっていたが、実際の運営上では算定された報酬額に準じて住民が本来負担すべき徭役労働を減免していた [荒川 1994a, pp.30-34]。
  - (9) なお、Erdal [OTWF, p.192] が kǎzig の語義に “a list” を加えているのは、明らかに、文書Ⅰ～Ⅷの kǎzig-kǎ tut- に対する Radloff・Arat の「計算する；計算書に書き留める」という解釈を便宜的に採用したにすぎず、歴史的にも言語学的にも根拠はない。
  - (10) 番役をはじめとする唐代の力役・徭役制度に関しては多数の研究があるが、本稿では主に以下の研究に依拠した。濱口 1933; 西村 1960; 日野 1975, pp.344-508; 大津 1988; 張澤咸 1986, pp.335-377; 王永興 1994, pp.250-297.



- (11) 文書Ⅶ (1.2) にみえる *käzig aš* 「*käzig* 食糧」も、おそらくは「番役の代納のために供出される食糧」の意であろう。この *käzig aš* という表現は、文書Ⅶ以外に BBAW 所蔵の供出命令文書 2 件 (USp 75=U 5308, 1.3 ; TM68=U 5284, 1.3) にも同様の文脈で在証され、先学によって “die der Reihe nach zukommende Speise” [USp, p. 129]、 “*sıra yemeği ; sıra yemek*” [ETHV, pp.37, 70]、 「番直食料」 [梅村1981, p.60]、 “*reihem gehende Bewirtung von Beamten*” [OTWF, p.192] などと解釈されているが、いずれも歴史的な考察をへたものではない。
- (12) ただし、USp 88 (1.41) には時代判定の指標として比較的古い文書であることを示す *quanpu* 「官布」 [森安 1991, pp.52-54 ; 森安 1994, pp.69, 82-83] が現われるから、西ウイグル期の文書を後代に書写したものである可能性も残る。
- (13) USp 72 の在証例を、Radloff が *usuq birlä* と読み、Raschmann [1995, p.122, Nr.26] が *oşuq ulay* 「速い駅伝馬」とするのは、いずれも誤り。なお、SUK RH13 (=USp 3, ll.2-3) にも *uşun-qa barγu äşgäk ulay* という表現が在証され、これについて山田信夫 [IV, p. 161, n.141] は「長い(旅)に行くロバ」と考えて長行馬との関連を推定し、SUK 編者も山田説に基づいて「長行用の荷駄ロバ」と訳している。
- (14) この漢文文書と「近行馬」の在証例については、荒川正晴氏よりご教示いただいた。特記して深謝する。
- (15) Тугушева [1975, pp.94, 98] は SPF に写真のみ所蔵される O. 2 文書 (1.15) に *baš bitig* がみえるとする。しかし Тугушева が公刊した写真で見える限り、*baš* の部分は P'š ではなく P'~PK と書かれているので、従えない。
- (16) トゥリ文書に属する SUK Mi20 (=USp 14, 1.12) にはモンゴル期に特徴的な税目名称であるカラン税 (*qalan*) [cf. 本田 1961a, pp. 297-299] が在証される。またピントウグ関係文書については小田 [1992, pp.153-154] の総括と、そこに引用される諸文献を参照せよ。

文献目録・略号表 (A B C 順)

Allsen, T. 1983 : The Yuän Dynasty and the Uighurs of Turfan in the 13th Century. In : M. Rossabi (ed.), *China among Equals*, Berkeley / Los Angeles / London, pp.243-280.

AoF : *Altorientalische Forschungen*.

荒川正晴 1989 : 「唐河西以西の伝馬坊と長行坊」『東洋学報』70-3/4, pp.35-69.

—— 1993 : 「中央アジア地域における唐の交通運用について」『東洋史研究』52-2, pp.23-51.

—— 1994a : 「唐代コータン地域の ulaγ について」『龍谷史壇』103/104, pp.17-38.

—— 1994b : (評) 山田信夫 (著) 『ウイグル文契約文書集成』『史学雑誌』103-8, pp.109-119.

BBAW : Berlin-Brandenburgische Akademie der Wissenschaften.

Cleaves, F.W. 1949 : The Mongolian Names and Terms in the History of the Nation of the Archers by Grigor of Akanc'. HJAS 12, pp.400-443.

CTD : Maḥmūd al-Kāšğari, *Compendium of the Turkic Dialects* (*Diwān Luğāt at-Turk*), I-III. Ed. & tr. by R. Dankoff & J. Kelly. Cambridge (Mass.), 1982-1985.

多魯坤=闕白爾 (Dolkun, K.)・梅村坦・森安孝夫 1990 : 「ウイグル文仏教尊像受領命令文書研究」『アジア・アフリカ言語文化研究』40, pp.13-34, -2pls.

DTS : В.М. Наделяев & с. (eds.), *Древнетюркский словарь*. Ленинград, 1969.

ED : G. Clauson, *An Etymological Dictionary of Pre-Thirteenth Century Turkic*. Oxford, 1972.

ETHV : R.R. Arat. Eski Türk Hukuk Vesikaları. *Journal de la Sociëtë Finno-Ougrienne* 65-1, 1964, pp.11-77, -6 pls. (Rpt. in R.R. Arat, *Makaleler I*, Ankara, 1987, pp.506-572)

藤枝晃 1956 : 「長行馬」『墨美』60, pp.2-13, + pls.14~34.

- Григорьев, А.П. 1976 : Налоговый термини “кубчир”. In : С. Г. Кляшторный & с. (eds.), *Turcologica : К семидесятилетию академика А.Н.Кононова*, Ленинград, pp.235-240.
- 濱口重國 1933 : 「唐に於ける両税法以前の徭役労働」『秦漢隋唐史の研究』上、東京大学出版会、1966, pp.515-559 (原載 : 『東洋学報』20-4, 21-1)
- 羽田亨 1917 : 「元朝秘史に見ゆる蒙古の文化」『羽田博士史学論文集』上巻歴史篇、東洋史研究会、1957, pp.137-156. (原載 : 『芸文』8-12)
- 日野開三郎 1975 : 『唐代租庸調の研究Ⅱ・課輸篇・上』私家版。  
HJAS : *Harvard Journal of Asiatic Studies*.
- 本田實信 1961a : 「ガザン・ハンの税制改革」本田 1991, pp.261-322. (原載 : 『北海道大学文学部紀要』10)
- 1961b : 「タムガ税」本田 1991, pp.323-332. (原載 : 『和田博士古稀記念東洋史論叢』講談社)
- 1969 : 「モンゴルとイスラム」本田 1991, pp.197-232. (原載 : 『岩波講座世界歴史』8, 岩波書店)
- 1991 : 『モンゴル時代史研究』東京大学出版会。
- Intro. : L.V. Clark, *Introduction to the Uyghur Civil Documents of East Turkestan (13th-14th cc.)*. Ph.D. Dissertation of Indiana University, Bloomington, 1975.
- Jarring, G. 1964 : *An Eastern Turki-English Dialect Dictionary*. Lund.
- 伊斯拉菲爾=玉蘇甫 (Israfel, Y.) 1995 : 「回鶻文領錢収摺一件」『内陸アジア言語の研究』10, pp.9-11, +Pl.II.
- KRS : К.К. Юдахин, *Киргизско-Русский словарь*. Москва, 1965.
- 李経緯 1996 : 『吐魯番回鶻文社会経済文書研究』新疆人民出版社。
- 魯才全 1983 : 「唐代前期西州寧戎駅及其有關問題」『敦煌吐魯番文書初探』武漢大学出版社、pp.364-380.
- 松井太 1996 : 「ウイグル文「クトルグ印文書」について」『内陸アジア史研究』12, 1997, pp.117-118. (1996年度内陸アジア史学会大会発

表要旨)

- 1997 : (評) S.-Ch. Raschmann, *Baumwolle im türkischen Zentralasien*. 『内陸アジア言語の研究』 12, pp.99-116.
- 護雅夫 1961 : 「ウイグル文消費貸借文書」『古代トルコ民族史研究』 Ⅲ, 山川出版社、1997, pp.337-405. (原載 : 『西域文化研究』 4, 法蔵館)
- 森安孝夫 1989 : 「ウイグル文書割記 (その一)」『内陸アジア言語の研究』 4 (1988), pp.51-76.
- 1990 : 「ウイグル文書割記 (その二)」『内陸アジア言語の研究』 5 (1989), pp.69-89.
- 1991 : 「ウイグル=マニ教史の研究」『大阪大学文学部紀要』 31/32.
- 1994 : 「ウイグル文書割記 (その四)」『内陸アジア言語の研究』 9, pp.63-94.
- Moriyasu, T. 1995 : Notes on Uighur Documents. *Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko* 53, pp.68-108.
- 西村元佑 1960 : 「唐代敦煌差科簿を通じてみた唐均田制時代の徭役制度」『中国経済史研究』 東洋史研究会、1968, pp.467-706. (原載 : 『西域文化研究』 3, 法蔵館)
- 小田壽典 1990 : 「ウイグル文トゥリ文書研究覚書」『内陸アジア史研究』 6, pp.9-27.
- 1992 : 「ウイグル文ピントウング嘆願書の訳注」『豊橋短期大学研究紀要』 9, pp.153-159, -1pl.
- 大津透 1988 : 「唐律令制下の力役制度について」『東洋文化』 68, pp.109-148.
- OTWF : M. Erdal, *Old Turkic Word Formation*, I-II. Wiesbaden, 1991.
- Pelliot, P. 1944 : Qubčiri~qubčir et qubči'ur~qubčur. *T'oung Pao* 37, pp.153-164.
- Raschmann, S.-Ch. 1992 : Einige Bemerkungen zu Steuern, Abgaben und Dienstpflicht im uigurischen Königreich von Qočo (13.-

14. Jh.). AoF 19, pp.155-159.
- 1995 : *Baumwolle im türkischen Zentralasien*. Wiesbaden.
- Schurmann, H. 1951 : (Review) E. Haenisch, *Steuergerechsamkeit der chinesischen Klöster unter der Mongolenherrschaft*. HJAS 14, pp.291-306.
- 1956 : Mongolian Tributary Practices of the Thirteenth Century. HJAS 19, pp.304-389.
- 庄垣内正弘 1985 : 『ウイグル語・ウイグル語文献の研究Ⅱ』神戸市外国語大学外国学研究所 (1984).
- Smith, J.M. Jr. 1970 : Mongol and Nomadic Taxation. HJAS 30, pp.46-85.
- SPF : Санкт-Петербургский Филиал Института Востоковедения Русской Академии Наук.
- 周藤吉之 1965 : 「唐代中期における戸税の研究」『唐宋社会経済史研究』東京大学出版会、pp.521-559.
- SUK : 山田信夫 (著) 小田壽典・P. Zieme・梅村坦・森安孝夫 (編) 『ウイグル文契約文書集成 (*Sammlung uigurischer Kontrakte*)』1-3. 大阪大学出版会、1993.
- Тихонов, Д.И. 1966 : *Хозяйство и общественный строй уйгурского государства X-XIV вв.* Москва / Ленинград.
- TMEN : G. Doerfer, *Türkische und mongolische Elemente im Neupersischen*, I-IV. Wiesbaden, 1963-75.
- Тугушева, Л.Ю. 1975 : Два уйгурских документа из рукописного собрания Ленинградского Отделения Института Востоковедения Академии Наук СССР. *Советская Тюркология* 1975-4, pp.244-246, incl. 2pls.
- 梅村坦 1981 : 「吐魯番県展覽館展示回鶻文公文書」『中嶋敏先生古稀記念論集』下、汲古書院、pp.45-66.
- USp : W.W. Radloff, *Uigurische Sprachdenkmäler*. Ed. by S.E. Malov. Leningrad, 1928.
- Vámbery, H. 1870 : *Uigurische Sprachmonumente und das Kudatku*

*Bilik*. Innsbruck.

—— 1878 : *Etymologisches Wörterbuch der turko-tatarischen Sprachen*. Leipzig.

王永興 1994 : 『敦煌經濟文書導論』新文豐出版公司。

Wb : W.W. Radloff, *Versuch eines Wörterbuch der Türk-Dialecte*, I-IV. St.-Petersburg, 1893-1911.

『維漢詞典』新疆人民出版社、1982.

山田信夫 IV : 「ウイグル文貸借契約書の書式」『大阪大学文学部紀要』11, 1965, pp.87-216, +6 pls. (Rpt. in SUK 1, IV)

—— V : 「イスタンブル大学図書館所蔵東トルキスタン出土文書類」『西南アジア研究』20, 1968, pp.11-29, +pls.31-32. (Rpt. in SUK 1, V)

—— VI : 「ウイグル文奴婢文書及び養子文書」『大阪大学文学部紀要』16, 1972, pp.161-268, +pls.1-12. (Rpt. in SUK 1, VI)

楊富学 1990 : 「海外見刊回鶻文社会經濟文献総目」『中国敦煌吐魯番学会研究通訊』1990-1, pp.9-23.

張澤咸 1986 : 『唐五代賦役史草』中華書局。

Zieme, P. 1980 : *Uigurische Pacht Dokumente*. AoF 7, pp.197-245, +Taf.III-XII.

—— 1981 : *Uigurische Steuerbefreiungsurkunden für buddhistische Klöster*. AoF 8, pp.237-263, +Taf.XIX-XXII.

ツィーメ (P. Zieme)・百濟康義 1985 : 『ウイグル語の觀無量寿經』永田文昌堂。

付記 本稿は平成9年度文部省科学研究費補助金（国際學術研究および特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。